

2020年5月14日

株主の皆さまへ

東京都八王子市石川町 2951 番地
オリンパス株式会社
代表執行役 竹内 康雄

第 152 期定時株主総会の日程延期ならびに
議決権および配当受領権の基準日設定に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、第 152 期定時株主総会（以下、本株主総会）の開催を 6 月下旬に予定しておりましたが、①新型コロナウイルスの感染拡大の影響の状況改善に向けた先行きが依然として不透明であること、②従業員や監査業務従事者の安全確保に十分な配慮をしながら決算・監査手続を実施するべきであること、③株主および関係者の安全確保を最優先に考えるべきであること、および④確定済みの計算書類を報告し、その内容を踏まえてご議論いただくことによって、各議案について株主の皆さまにおいてより実質的な審議が可能になると考えられること等に鑑み、本株主総会の延期を決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、本株主総会の延期により、本株主総会開催日が、定款で定められている定時株主総会における議決権および期末配当の基準日(3月31日)から3か月を超えた日となるため、当該基準日を利用することができなくなります。このため、本株主総会に係る議決権および第 152 期に係る期末配当の配当受領権の基準日を改めて設定し、5月31日とさせていただきます。これにより、3月の権利確定日以降に当社株式を売却された株主さまは、本株主総会の議決権および第 152 期に係る期末配当の配当受領権をご行使いただけません。

株主の皆さま、特に 3 月の権利確定日以降に当社株式を売却された株主の皆さまには多大なるご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げますとともに、本件に対するご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、本株主総会の開催は 7 月下旬を予定しておりますが、具体的な日程等につきましては、確定次第お知らせいたします。最新の情報は、当社 IR サイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。[\(https://www.olympus.co.jp/ir/\)](https://www.olympus.co.jp/ir/)

敬具